

## 株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021年2月10日

エア・ウォーター株式会社

2021年2月10日

## 株式交換に係る事前開示事項

大阪市中央区南船場2丁目12番8号  
エア・ウォーター株式会社  
代表取締役会長 豊田 喜久夫

エア・ウォーター株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021年2月10日付で、株式会社日本海水（以下「日本海水」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年3月26日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、日本海水を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換契約の内容

別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 （会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

#### 3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 （会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

#### 4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）

##### （1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

日本海水は、2021年2月10日開催の取締役会において、2021年3月26日付で、日本海水が基準時（本株式交換により当社が日本海水の発行済株式の全てを取得する時点の直前時）において有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却することを決議いたしました。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

2021年2月10日開催の取締役会において、本株式交換により日本海水の株主（ただし、当社は除きます。）に対して割当交付する当社普通株式の一部に充当するために、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。当社は、2021年2月12日に、当社普通株式1,700,000株（上限）を取得価額2,973,300,000円（上限）で取得する（以下「本自己株式取得」といいます。）予定です。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換は、会社法第799条第1項の規定を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

# 株式交換契約書

エア・ウォーター株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社日本海水（以下「乙」という。）は、次のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（目的）

甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となる株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式の全部を取得する。

## 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ次のとおりである。

甲 商号：エア・ウォーター株式会社

住所：大阪府中央区南船場2丁目12番8号 エア・ウォータービル

乙 商号：株式会社日本海水

住所：東京都千代田区神田駿河台4丁目2番5号 御茶ノ水NKビル7階

## 第3条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わり、その保有する乙の株式の合計数に0.63を乗じた数の甲の株式を交付する。
- 2 甲は、本件株式交換に際して、基準時における本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式0.63株の割合をもって割り当てる。
- 3 前二項の規定に従い、甲が各本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

## 第4条（資本金及び準備金の額）

本件株式交換によって増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 増加する資本金の額   | 0円                    |
| (2) 増加する資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額 |
| (3) 増加する利益準備金の額 | 0円                    |

#### 第5条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年3月26日とする。ただし、本件株式交換の手続きの進行に応じ、必要があるときは、甲及び乙で協議の上、これを変更することができる。

#### 第6条（承認決議）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認を受けるものとする。

#### 第7条（善管注意義務等）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産管理を行い、その財産及び権利義務について重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙で協議し合意の上、これを行うものとする。
- 2 乙は、乙が基準時において有する自己株式の全て（本件株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時をもって消却するものとする。

#### 第8条（本件株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間、甲又は乙の財産若しくは経営状態又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第10条（誠実協議）

各当事者は、本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議して解決する。

第11条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約から生じた、又はこれに関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年2月10日

甲 住所：大阪府中央区南船場2丁目12番8号 エア・ウォータービル  
エア・ウォーター株式会社  
代表取締役会長 豊田 喜久夫 

乙 住所：東京都千代田区神田駿河台4丁目2番5号 御茶ノ水NKビル7階  
株式会社日本海水  
代表取締役社長 西田 直裕 



別紙2 会社法第768条第1項2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	日本海水 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.63
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：2,815,207株(予定)	

(注1) 日本海水の普通株式1株に対して、当社普通株式0.63株を割当交付します。ただし、当社が保有する日本海水の普通株式(本日現在所有する13,913,493株に、当社の連結子会社であるタテホ化学工業株式会社(以下「タテホ化学工業」といいます。)から取得する予定の1,002,525株を加算した14,916,018株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。また、割当交付する当社普通株式には、当社が保有する自己株式(従業員持株会信託が保有する当社普通株式を除く)と別途1,700,000株を上限とする当社普通株式の取得(以下、「本自己株式取得」といいます。)において取得する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、本自己株式取得に関する概要については、本日別途公表しております「自己株式取得及び自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」をご参照ください。

(注2) 株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注3) 当社は、本日より本株式交換の効力発生日の前日までの間に、当社の連結子会社であるタテホ化学工業が所有する日本海水の普通株式1,002,525株を取得する予定です。

(注4) 本株式交換により交付する株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき処理を行います。

## (2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

### ① 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び日本海水は、本株式交換に用いられる上記1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関であるF&Link株式会社(以下「F&Link」といいます。)に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社及び日本海水は、F&Linkから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び日本海水は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

### ② 算定に関する事項

#### ア 算定機関の名称及び両社との関係

本株式交換比率の算定に当たって、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び日本海水から独立した第三者算定機関であるF&Linkを選定しました。なお、F&Linkは、当社及び日本海水の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### イ 算定の概要

F&Linkは、当社及び日本海水の財務情報及び本株式交換の諸条件を分析した上で、当社については株式が株式会社東京証券取引所及び金融商品会員制法人札幌証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、非上場会社である日本海水については将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定を行い、さらに、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用して、株式交換比率の算定を行いました。

各算定手法による日本海水の普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりです。

算定方法		株式交換比率の算定結果
当社	日本海水	
市場株価法	DCF法	0.58~0.69
	類似会社比較法	0.55~0.62

なお、市場株価法については、2021年2月9日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、並びに算定基準日から遡る1か月間及び3か月間の出来高加重平均値を採用いたしました。

また、F&LinkがDCF法及び類似会社比較法による算定の前提とした日本海水の将来の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

## 2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

- (1) 増加する資本金の額 0円
- (2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い当社が別途定める額
- (3) 増加する利益準備金の額 0円

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

次ページ以降をご参照ください。

# 事業報告

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

## 1 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済につきましては、米国においては個人消費の回復が継続したものの、中国は米中貿易摩擦を背景に景気が減速傾向となりました。日本経済につきましては、雇用・所得環境が底堅く推移したものの、通商摩擦や外需の減速に伴う製造業の景況悪化により、景気の停滞感が強まりました。第4四半期には、内外共にコロナウィルスの感染拡大により、急激に経済環境が悪化しました。

当期の当社業績は、主力事業である塩事業につきましては、年間販売量がセンター塩の減少や融雪用塩の不振などにより、減少しました。さらに天候不順や台風の影響により水産、漬物等で需要減となりました。エネルギー価格・物流費は高止まりの状況で推移しましたが、懸命なコスト改善活動を展開した結果、前年に対して増益となりました。

環境関連事業につきましては、水酸化マグネシウムが火力発電所の需要が減少した上に、納入先の設備トラブルが重なり販売量が減少したことに加え、排水処理事業が苦戦し、前年に対して減益となりました。

電力事業につきましては、赤穂発電所が順調に稼働したことに加え、下半期から赤穂において第2ガスタービンが運転を開始したことから増益となりました。

食品・農業事業につきましては、ふりかけの新製品投入や懸命な拡販活動とコストリダクションにより、3年連続の黒字計上を果たしました。

以上の結果、当社の当事業年度の業績は、売上高 24,177 百万円、経常利益 2,522 百万円となりました。

また、アクアインテック株式会社を含めた連結では、売上高 30,316 百万円、経常利益 3,158 百万円となり、過去最高の売上高・経常利益を計上することができました。

### 2. 資金調達等についての状況

#### (1) 資金調達

当事業年度は赤穂第2バイオマス発電所建設工事のため、3,000 百万円の借入を実施いたしました。

#### (2) 設備投資

当事業年度における設備投資は、赤穂工場で第2バイオマス発電所建設工事 4,300 百万円、第2ガスタービン建設工事 487 百万円、第2チップ倉庫建設工事 354 百万円、赤穂及び讃岐工場でイオン交換膜の更新 170 百万円等を実施し、総額では 7,111 百万円を実施いたしました。

### 3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

#### 当社の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2017年3月期)	第23期 (2018年3月期)	第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	22,091	24,132	24,445	24,177
経常利益 (百万円)	2,308	2,275	2,303	2,522
当期純利益 (百万円)	275	1,346	1,487	1,612
1株当たり当期純利益 (円)	14.20	69.46	76.74	83.20
総資産 (百万円)	30,335	34,513	36,247	45,100
純資産 (百万円)	18,878	20,133	21,522	23,069

(注) 期末発行済株式総数は、第22期以降変動はなく、20,449,553株となっております。そのうち、自己株式は、第22期は1,063,900株、第23期以降は1,064,950株(それぞれの株式総数に含む。)となっております。

#### (参 考)

#### 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2017年3月期)	第23期 (2018年3月期)	第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	27,112	29,817	30,109	30,316
経常利益 (百万円)	2,700	2,762	2,868	3,158
当期純利益 (百万円)	524	1,660	1,858	2,042
1株当たり当期純利益 (円)	27.02	85.68	95.86	105.38
総資産 (百万円)	33,212	37,801	40,013	49,508
純資産 (百万円)	19,510	21,133	22,883	24,884

(注) すべての年度における連結計算書類は監査法人の監査は受けておりません。

### 4. 対処すべき課題

塩事業につきましては、エネルギーコストの高止まりや設備老朽化など厳しいコスト環境が続いており、昨年度の業務用塩に引き続き、特殊製法塩につきましても価格の改定を行い対処いたしました。今後はナショナルブランド製品やプライベートブランド製品の拡販を図るとともに、更なるコストダウン施策を推進することにより安定的な収益確保に努め、リーディングカンパニーとしての責任を果たしてまいります。

環境事業につきましては、お客様のニーズに合った「リード樹脂」の用途開発をスピードアップするとともに、引き続き水酸化マグネシウムの安定販売に努めてまいります。アクアインテック株式会社につきましては、「オールライナー事業」の設備増強に向けた施策を推進することにより、事業の拡大をめざしてまいります。

電力事業につきましては、赤穂発電所の安定稼働に努めるとともに、「赤穂第2バイオマス発電所」の10月運転開始に向け、全社一丸となり準備を進めてまいります。また、昨年度設立いたしました「株式会社日本海水 TTS 荻田パワー」においても、バイオマス発電所の建設に向けたプロジェクト(2023年秋運転開始予定)を推進してまいります。

食品・農業事業につきましては、商流の見直しやお客様のニーズに合わせた新製品の投入等により、原料海苔価格の高騰によるコストアップをカバーしてまいります。

当社の最重要課題は「海水産業」の事業領域を拡大することであり、これまで以上に製品・技術開発や事業提携を推進してまいります。

5. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

塩事業	塩の製造・販売
環境関連事業	水酸化マグネシウム、吸着剤の製造・販売
電力事業	発電、電力仕入・販売
食品・農業事業	海苔の加工・販売、農産物の生産・販売、塩カリ・水の製造・販売

6. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2020年3月31日現在）

(1) 主要な営業所及び工場

本社：東京  
工場：小名浜工場（いわき）、赤穂工場、讃岐工場（坂出）、熊本工場（玉名）

(2) 使用人の状況

従業員数	333名（前期末比2名増）
平均年齢	42.4歳
平均勤続年数	17.1年

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

2020年3月31日現在、エア・ウォーター株式会社及びその完全子会社であるタテホ化学工業株式会社が保有する当社株式は、合わせて14,916,018株であり、自己株式を除いた発行済株式総数に対し、その出資比率は76.95%であります。

当社は親会社から消耗品等を仕入れておりますが、その金額は僅少であります。また、タテホ化学工業株式会社には当社の塩事業からの副生品等を供給・販売しております。

(2) 子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
アクアインテック株式会社	100	100	上下水道機器・水処理装置の製造・販売及び設計・施工管理、管更正工事に関する資材の販売等
株式会社日本海水 TTS 荻田パワー	1,050	68	バイオマス発電による電気の供給及び販売

8. 主要な借入先及び借入額（2020年3月31日現在）

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,895
株式会社中国銀行	1,480
株式会社三井住友銀行	1,462
株式会社三菱UFJ銀行	3,680
三井住友信託銀行株式会社	1,392
株式会社日本政策金融公庫	2,810
株式会社肥後銀行	390

## 9. 剰余金の配当等を取締役会が決定するにあたっての権限の行使に関する方針

当社は、中長期的な視点に立ち、今後とも収益力の向上と経営基盤の強化に努めるとともに、利益配分につきましては、業績の見通し、内部留保の状況等を総合的に判断しながら、株主の皆様へ利益還元することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、1株につき7円といたします。

## 2 株式に関する事項

### 1. 株主の状況（2020年3月31日現在）

株主名	持株数 (株)	出資比率 (%)
エア・ウォーター株式会社	13,913,493	71.78
旭化成株式会社	2,005,050	10.34
三井物産株式会社	1,002,525	5.17
タテホ化学工業株式会社	1,002,525	5.17
株式会社中国銀行	960,000	4.95
株式会社みずほ銀行	401,010	2.07
株式会社三井住友銀行	100,000	0.52

(注) 出資比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた株数で持株数を除しております。

### 2. その他株式に関する重要な事項

- |             |      |                                |
|-------------|------|--------------------------------|
| ①発行可能株式総数   | 普通株式 | 30,000,000株                    |
| ②発行済株式の総数   | 普通株式 | 20,449,553株（内、自己株式 1,064,950株） |
| ③当事業年度末の株主数 |      | 7名                             |

## 3 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当
代表取締役社長	西田 直裕	
常務取締役	佐々木 光永	営業本部担当
取締役	金澤 正博	
常勤監査役	玉木 宏明	
監査役	平松 博久	
監査役	松山 正一	
監査役	田中 隆之	

(注) 1. 監査役松山正一氏及び監査役田中隆之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役	3名	39,262千円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	11,432千円 (2,400千円)
計	7名	50,694千円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、1996年2月29日開催の臨時株主総会において、年額120百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、1996年2月29日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

## 3. 報酬等の額、算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、定款第30条においてその総額を株主総会の決議で定め、個別の金額は取締役会の決議によって定めることとしております。しかし、株主に対する経営監督機能が正常に働く環境整備の一環として、独立性の高い非常勤取締役等を中心に構成する報酬委員会を設け、取締役及び執行役員の評価・報酬について、取締役会に答申する制度を設けております。

## 4. 社外役員に関する状況

### (1) 他の会社等の重要な兼職の状況

監査役松山正一氏は、松山法律事務所の代表であります。

監査役田中隆之氏は、北摂監査法人の統括代表社員であります。

### (2) 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	松山 正一	当事業年度の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要に応じ監査役としての知見をもって発言を行っております。
監査役	田中 隆之	当事業年度の取締役会及び監査役会には、1回を除いてすべてに出席し、必要に応じ監査役としての知見をもって発言を行っております。

## 4 会計監査人に関する事項

### 1. 名称 有限責任 あずさ監査法人

(注) 2019年7月1日付で当事業年度の監査契約を締結いたしました。

### 2. 会計監査人の報酬等の額

有限責任 あずさ監査法人 当事業年度に係る報酬等の額 13,000千円

(注) 1. 当該報酬等の額は、当社の当事業年度に係る会社法上の監査に係る報酬額等であります。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、報酬の算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が監査業務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求によって解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### 1. 決議の内容の概要

当社は2006年5月25日開催の取締役会にて、同年5月1日施行の会社法及び会社法施行規則に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の整備」として、内部統制システム構築の基本方針を決定しております。その要旨は次のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、CSR・コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、全社的な規範として企業倫理基準、企業行動基準を制定し、その推進機能としてCSR・コンプライアンス担当取締役を委員長とする「CSR・コンプライアンス委員会」を設けることとします。そこでは、CSR・コンプライアンス上の重要問題を審議し、その内容を取締役に報告するとともに、グループ全従業員に徹底します。更に、CSR・コンプライアンス指導を定期的実施し、最新の法改正に対応したCSR・コンプライアンス体制を構築します。違反行為に対しては、再発防止の措置と厳正な処分を行います。また、内部牽制制度を充実させ、問題発生未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

財務諸表の信頼性確保にあたっては、準拠すべき法令、会計原則等に留意して作成し、会計監査人の監査を受けるものとします。又、業務全般に関して、内部監査を実施し、社内体制の整備・運用状況を定期的に評価を行い、必要な改善事項をフォローします。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会及び経営会議の議事録、決裁書等職務の執行に係る情報を、文書管理規程等により保存し整理します。又、これら情報は、情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ実施要領、知的財産管理規程及び個人情報管理規程等に基づいて管理します。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社における重要事項について、月次で行われる経営会議にてその構成メンバーによる多面的な検討を行います。特に、投資案件については、戦略性、リスク管理、進捗・成果管理の観点から重点的に審議します。又、各事業部において、その有するリスクの分析評価を行い、リスク管理に取り組みます。社長直轄の下、CSR・コンプライアンスプログラムの推進を目的として、総務担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、リスクの定期的な集約・評価を行い、全社に影響を及ぼす危険度の高いリスクについての施策を立案し、各部門の実施状況の確認を行います。一方、環境安全、労働衛生、保安防災、品質、知的財産、公正取引、輸出管理及び契約等に係る個別リスクは、総務部門と協議の上、各スタッフ部門で社内規程の制定及びマ

ニュアルの作成・研修等を行うとともに、事前審査や決裁制度を通じてリスク管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするため、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化と経営の活性化をはかります。経営のめざす方向をグループ経営理念、中期経営計画、グループ経営方針で定め、全社及び各部門の年度の課題及び目標値を年度予算として設定し、これに基づく業績管理を行います。経営組織規程による職務分掌・職務権限の明確化及び本部制による個々の事業の特性に応じた機動的な意思決定により、業務を適正かつ効率的に行います。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令、定款、諸社内規程等に則り行動するよう指導を行います。又、使用人が法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知ったときは、総務担当責任者を通じコンプライアンス担当取締役へ報告をするものとし、総務担当責任者及びコンプライアンス担当取締役は当該使用人の保護をはかるとともに、透明性を保持した的確な対応を行います。

(6) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、CSR・コンプライアンスの強化をグループとして推進し、グループ各社は当社グループ企業倫理規範に従って、その浸透をはかります。経営理念、中期経営計画、年度経営方針、年度予算は、グループ各社の経営の自主性を尊重しつつ、グループとして策定するとともに、業務報告等は子会社運営規程及び職務権限規程に基づいて実施し、一体的なグループ経営を推進します。

監査役及び業務監査室は、グループ各社の監査等を実施します。

(7) 監査役を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性且つ使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

当社は、監査役会の要請に基づき、監査役を補助するためのスタッフを配置し、その任命・異動や評価等は、あらかじめ監査役と協議し、その同意を得ます。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社は、監査役が取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会及び経営会議等の重要な会議での付議事項の説明、決裁書・月次決算資料及び内部監査報告書等職務の執行に関する重要な文書の提供、社内関係部署の必要な説明等により、監査役に定期的に報告を行います。

又、著しい損害等を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

(9) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社「コンプライアンス規則」第11条7項により、コンプライアンス違反を報告、相談を行った者に対して不利益な処遇をしてはならないこととしております。

(10) 監査役を補助する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、「監査役監査基準」に基づき、職務上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上しておくことが求められ、緊急又は臨時に支出した費用であっても、事後、会社に償還を請求することができることとしております。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準に則って実施される監査の実効を高めるため、監査役の往査等への適切な対応を行います。

業務監査室は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査役と会計監査人との連携をはかります。

## 2. 体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を運用しています。

当社全体の効率的かつコンプライアンスを遵守した経営の推進を目的として「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等の業務執行に関する権限と責任を定めた規程類を整備し、必要に応じてコンプライアンスの活動指針を定め全ての役員及び従業員が日本海水グループ企業倫理規範に即した行動ができるように啓蒙・教育しております。

加えて監査役監査の実効性確保を目的として、監査役及び監査役会の職責と監査体制を定めた「監査役監査基準」及び「監査役会規程」等の規程類を整備しております。

又、「内部統制システム構築に関する基本方針」の取り組み結果については、取締役会において業務監査室長より報告され、適切に運用されていることを確認しております。

以上

貸借対照表  
(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	11,034,588	<b>【流動負債】</b>	12,648,296
現金及び預金	189,703	買掛金	1,954,939
受取手形	58,844	短期借入金	6,650,000
売掛金	4,586,466	1年内返済予定長期借入金	703,600
商品及び製品	937,444	リース債務	748,440
仕掛品	42,031	未払金	1,065,264
原材料及び貯蔵品	2,663,100	未払費用	688,938
前払費用	133,562	未払法人税等	636,600
未収入金	1,646,331	預り金	12,289
未収消費税等	319,767	賞与引当金	182,549
短期貸付金	400,000	その他	5,673
1年内回収予定長期貸付金	61,250		
その他	14,083		
		<b>【固定負債】</b>	9,382,269
		長期借入金	7,757,100
		リース債務	1,112,627
<b>【固定資産】</b>	34,065,769	預り保証金	215,533
有形固定資産	29,583,354	退職給付引当金	189,508
建物	2,433,168	役員退職慰労引当金	107,500
構築物	419,629		
機械及び装置	10,873,380		
車輛運搬具	33,804		
工具器具及び備品	192,012		
土地	4,306,016		
リース資産	2,359,031		
建設仮勘定	8,966,310		
無形固定資産	97,867		
ソフトウェア	40,075		
リース資産	54,130		
その他	3,661		
投資その他の資産	4,384,547		
投資有価証券	179,446		
関係会社株式	3,002,340		
出資金	251,028		
長期貸付金	203,000		
長期前払費用	97,710		
差入保証金	218,647		
繰延税金資産	432,074		
その他	1,200		
貸倒引当金	△900		
		<b>負債合計</b>	22,030,566
		<b>純資産の部</b>	
		<b>【株主資本】</b>	23,022,182
		資本金	1,319,952
		資本剰余金	19,952
		資本準備金	19,952
		利益剰余金	22,214,752
		利益準備金	172,213
		その他利益剰余金	22,042,539
		配当平均積立金	5,000
		別途積立金	5,626,401
		繰越利益剰余金	16,411,137
		自己株式	△532,475
		<b>【評価・換算差額等】</b>	47,608
		その他有価証券評価差額金	47,608
		<b>純資産合計</b>	23,069,791
<b>資産合計</b>	45,100,357	<b>負債・純資産合計</b>	45,100,357

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書  
 ( 自 2019年 4月 1日  
 至 2020年 3月 31日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		24,177,670
売上原価		17,071,390
売上総利益		7,106,280
販売費及び一般管理費		4,598,090
営業利益		2,508,189
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,208	
受取賃貸料	10,191	
その他	17,405	42,806
営業外費用		
支払利息	28,330	
その他	462	28,793
経常利益		2,522,203
特別損失		
固定資産処分損	29,029	
損害補償費用	158,000	
災害損失	15,111	202,140
税引前当期純利益		2,320,062
法人税、住民税及び事業税	628,752	
法人税等調整額	78,461	
当期純利益		1,612,848

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当平均 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,319,952	19,952	162,520	5,000	5,626,401	14,904,904	△ 532,475	21,506,256	
当期変動額									
剰余金の配当			9,692			△106,615		△96,923	
当期純利益						1,612,848		1,612,848	
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	9,692	-	-	1,506,233	-	1,515,925	
当期末残高	1,319,952	19,952	172,213	5,000	5,626,401	16,411,137	△532,475	23,022,182	

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	16,180	21,522,437
当期変動額		
剰余金の配当		△96,923
当期純利益		1,612,848
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	31,428	31,428
当期変動額合計	31,428	1,547,354
当期末残高	47,608	23,069,791

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1-1 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ――――移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの ――――期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの ――――移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### 1-2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 1-3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生した事業年度に費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### （4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### 1-4 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### （1）ヘッジ会計の処理

##### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

##### ③ ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部については変動金利によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

#### （2）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### 2-1 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### （1）担保に供している資産

土地	2,113,436 千円
建物	655,712 千円
構築物	23,646 千円
機械及び装置	5,197,111 千円
工具器具及び備品	1,479 千円

#### （2）担保に係る債務

短期借入金	2,770,000 千円
1年内返済予定長期借入金	358,600 千円
長期借入金	<u>5,057,100 千円</u>
計	<u>8,185,700 千円</u>

## 2-2 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 24,927,395 千円

## 2-3 保証債務

子会社の金融機関等からの借入金に対し、債務保証を行っております。

株式会社日本海水 TTS 荻田パワー 6,080,000 千円

## 2-4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,464,438 千円
短期金銭債務	56,230 千円
長期金銭債権	203,000 千円
長期金銭債務	20,273 千円

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

売上高	4,197,781 千円
仕入高	1,722,960 千円
その他	39,708 千円

営業取引以外の取引による取引高 6,899 千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 4-1 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 20,449,553 株

### 4-2 当事業年度末における自己株式の数

普通株式 1,064,950 株

### 4-3 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月17日 取締役会	普通株式	96,923	利益剰余金	5	2019年3月31日	2019年6月24日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	135,692	利益剰余金	7	2020年3月31日	2020年6月26日

## 5. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

未払事業税	28,585 千円
賞与引当金	54,059 千円
棚卸資産評価損	41,095 千円
減損損失	144,477 千円
投資有価証券評価損	10,259 千円
退職給付引当金	64,526 千円
役員退職慰労引当金	32,916 千円
損害賠償費用	48,380 千円
その他	52,227 千円
繰延税金資産小計	476,524 千円

評価性引当額	<u>△ 41,741 千円</u>
繰延税金資産合計	434,783 千円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 2,708 千円
--------------	------------

繰延税金資産の純額	432,074 千円
-----------	------------

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### 7-1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。又、差入保証金は、主に賃貸借契約に基づく保証金であります。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金には主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化をしております。又、預り保証金は、営業取引保証金であります。

## 7-2 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(※1)	時 価(※1)	差 額
(1) 現金及び預金	189,703	189,703	—
(2) 受取手形	58,844	58,844	—
(3) 売掛金	4,568,466	4,568,466	—
(4) 未収入金	1,646,331	1,646,331	—
(5) 短期貸付金	400,000	400,000	—
(6) 投資有価証券	78,215	78,215	—
(7) 長期貸付金 (1年内回収予定長期貸付金を含む。)	264,250	266,623	2,373
(8) 買掛金	(1,954,939)	(1,954,939)	—
(9) 短期借入金	(6,650,000)	(6,650,000)	—
(10) 未払金	(1,065,264)	(1,065,264)	—
(11) 預り金	(12,289)	(12,289)	—
(12) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む。)	(8,460,700)	(8,506,790)	△46,090
(13) リース債務 (1年内返済予定リース債務を含む。)	(1,861,068)	(1,880,095)	△19,027

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金、並びに(5) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(7) 長期貸付金(1年内回収予定長期貸付金を含む。)

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(8) 買掛金、(9) 短期借入金、(10) 未払金、並びに(11) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12)長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む。）及び(13)リース債務（1年内返済予定リース債務含む。）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体化して処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額 101,230 千円）、関係会社株式（貸借対照表計上額 3,002,340 千円）、出資金（貸借対照表計上額 251,028 千円）、差入保証金（貸借対照表計上額 218,647 千円）並びに預り保証金（貸借対照表計上額 215,533 千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、非上場株式は、「(6)投資有価証券」に、関係会社株式、出資金、差入保証金、預り保証金は上記の表にそれぞれ含めておりません。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関しては、金額的な重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 9-1 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱日本海水 TTS 荏田パワー	所有 直接 100%	役員の兼任、資金 の援助及び銀行 借入債務への保 証	出資及び増資 の引受 (注2)	1,428,000	—	—
				資金の貸付 (注2)	3,678,000	—	—
				資金の回収 (注2)	3,678,000	—	—
				利息の受取 (注2)	1,909	—	—
				債務保証 (注3)	6,080,000 (注4)	—	—
関連会社	ジャパンソルト㈱	所有 直接 20.4%	当社製品の販売 等	製品の売上 (注5)	3,906,440 (注6)	売掛金	918,092 (注6)

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 出資の引受及び増資の引受は、子会社の設立に伴う出資及び増資を引き受けたものであります。
- (注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注3) 当社は子会社の銀行借入に対し債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
- (注4) 取引金額には2020年3月31日現在の債務保証残高を記載しております。
- (注5) 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し両者合意の上で決定しております。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 9-2 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注2)	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注1)
親会社の 子会社	西日本エア・ウォーター物流㈱	なし	当社製品の物流 配送	運賃等の支払	3,093,660	未払費用	315,727
親会社の 子会社	中・四国エア・ウォーター㈱	なし	土地の賃貸	賃貸収入	6,514	未収入金	542

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注2) 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し両者合意の上で決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,190 円 11 銭
1株当たり当期純利益	83 円 20 銭

## 11. その他の注記

### 金額単位及び端数処理

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月18日

株式会社日本海水  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城戸達哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本裕人

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本海水の2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月18日

株式会社日本海水 監査役会

常勤監査役 玉木 宏明

監査役 平松 博久

社外監査役 松山 正一

社外監査役 田中 隆之